

平成20年12月4日付け津市監査委員告示第11号公表分

建設部

市営住宅課

監査の結果	敷金の管理について、市営住宅の敷金は、入居者から入居時における3か月分の家賃に相当する金額を徴収し、これを会計管理室において歳計外現金として預金管理するとともに、入居者ごとの敷金額を把握するため、敷金台帳及び公営住宅管理システム（以下「敷金台帳等」という。）にて記録管理しているが、当該預金額と敷金台帳等の敷金総額は一致しないことから、早急にその原因を調査の上、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	敷金の不一致による余剰敷金については、家賃及び修繕費への充当の際に、歳計外現金から一般会計への出入金処理を行うこととされていることから、平成25年度の本市の一般会計の歳入に繰り入れた。